

1. 令和4年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和4年9月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第82号 令和3年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程5 議案第83号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 議案第84号 令和3年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第85号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第86号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第87号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第88号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第89号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第90号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第91号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第92号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第93号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第94号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第95号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第96号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第97号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第98号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第99号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第100号 令和3年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程23 議案第101号 令和3年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程24 議案第102号 令和3年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程25 議案第109号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程26 陳情第1号 免税軽油制度の継続を求める陳情書について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程26まで

日程27 議案第111号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について

日程28 議発第6号 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書について

日程29 議発第7号 議員派遣について

日程30 議発第8号 閉会中の継続審査の申し出について

日程31 議報告第17号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	河合 保隆
総務部長	加藤 光俊	市長公室付部長	三輪 幸司
健康福祉部長	田口 昌彦	農林水産部長	田代 吉広
商工観光部長	可児 俊行	建設部長	小酒井 章義
環境水道部長	猪俣 浩巳	郡上偕楽園長	勝水 崇博
教育次長	長尾 実	会計管理者	中山 洋
消防長	山田 浩幸	郡上市民病院事務局長	藤田 重信
国保白鳥病院事務局長	川尻 成丈	代表監査委員	大坪 博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議係	局長	三島 栄志
議会事務局 議主	恒川 祐輔			

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位におかれましては、9月7日の開会以来、それぞれ出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議を頂きますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 蓑島もとみ議員、6番 三島一貴議員を指名いたします。

◎議案第80号及び議案第81号について（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程2、議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程3、議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告書に基づいて、報告をさせていただきます。

令和4年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和4年9月21日開催の第4回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案、議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から育児等と仕事の両立支援に係る人事院規則の改正に鑑み、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、育児休業の取得は2人目、3人目の子どもの場合でも対象になるかとの意見があつて質問があり、何人目であつても対象となる。法律の改正により育児休業の対象期間の

中で、原則として、2回まで分割して育児休業を取得できるようになり、加えて、今回の条例改正では、会計年度職員について、特別の事情がある場合に柔軟な取得を可能とするものであるとの説明がありました。

対象となる職員の人数について質問があり、会計年度任用職員は8月1日現在で、男性72人、女性447人、計519人であるが、中でも子育て世代と思われる20代から40代までの人数は、男性は、20代8人、30代6人、40代8人、女性は、20代20人、30代37人、40代106人であるとの説明がありました。

委員からは職員に対して制度のPRを行うとともに、管理職員には取得しやすい環境を整えてもらいたいとの意見がありました。

経過措置に規定する育児休業等計画書の提出状況について質問があり、育児休業等計画書は育児休業の再度の取得の際に提出するものであり、会計年度任用職員制度が開始された令和2年4月1日以降、3人が育児休業を取得しているが、いずれも育児休業等計画書の提出はないとの説明がありました。

また、育児休業を取得する職員の所属する部署における仕事の分担やフォロー体制について質問があり、職種や部署の業務量にもよるが、代替として会計年度任用職員を任用したり、部署内で調整したりして対応しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

総務部長からマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で諸証明を取得（以下コンビニ交付）する際の手数料を一定期間減額するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から市内にコンビニ交付が可能な店舗数はどれだけあるのかとの質問があり、多機能端末を設置している店舗が対象であり、八幡町6店舗、大和町3店舗、白鳥町3店舗、高鷲町3店舗、美並町1店舗の計16店舗であるとの説明がありました。

制度を整備するだけでなく、コンビニ交付が可能な店舗を増やすなど利便性の向上が必要と考えるが、今後の方針について質問があり、市が端末を設置して、交付環境を整備することが可能だが、設置に関しては、場所や端末代、ランニングコストを考慮して判断する必要があるとの説明がありました。

諸証明の発行事務が店舗のほかの営業に影響を及ぼすおそれはないかとの質問があり、コンビニ事業者に対して、これから10月下旬に回収することを丁寧をお願いしていくとの説明がありました。

印鑑登録証明書のコンビニ交付による個人情報漏えい等のリスクに対する対策についての質問があり、印鑑登録証明書のコンビニ交付の場合、印鑑登録証は必要ないが、マイナンバーカードの暗証番号がないと発行できないため、マイナンバーカード交付の際は暗証番号の管理の徹底について

引き続き周知を図るとの説明がありました。

各種証明書の発行に係る手数料の減額措置は、令和7年3月31日までの間の予定となっているが、期限後の対応は検討されているかとの質問があり、現時点では、期限をもって廃止する予定としているが、期限満了時に他自治体の状況やコンビニ交付の利用状況等を判断基準として、延長すべきか、失効すべきかを判断するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年9月30日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第80号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第81号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第82号から議案第102号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程4、議案第82号 令和3年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程24、議案第102号 令和3年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの21議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました21議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、尾村忠雄議員。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） 決算認定特別委員会報告書をいたします。

令和4年9月7日開会の令和4年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和3年度決算認定関係21議案につきまして、令和4年9月12日開催の第1回決算認定特別委員会、13日開催の第2回決算認定特別委員会及び14日開催の第3回決算認定特別委員会において慎重に審査をいたしましたので報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第82号 令和3年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 令和3年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定につい

て、議案第100号 令和3年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第101号 令和3年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第102号 令和3年度郡上市病院事業会計決算認定について、以上21議案につきまして、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定いたしました。

以上のおり報告いたします。

令和4年9月30日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 尾村忠雄。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第82号 令和3年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第82号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第83号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第83号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第84号 令和3年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第84号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第85号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第85号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第86号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第86号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は、原案のとおり認定することに

決定いたしました。

議案第87号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第87号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第88号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第88号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第89号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第89号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第90号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第90号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第91号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第91号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第92号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第92号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第93号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第93号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第94号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第94号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第95号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第95号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第96号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第96号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第97号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第97号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第97号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第98号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第98号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第98号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第99号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第99号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第99号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第100号 令和3年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第100号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第100号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第101号 令和3年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第101号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し

採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第101号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第102号 令和3年度郡上市病院事業会計決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第102号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第109号について(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程25、議案第109号 財産の取得及び処分の変更についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第109号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) それでは、産業建設常任委員会より報告をさせていただきます。

令和4年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和4年9月22日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

1 その他議案。議案第109号 財産の取得及び処分の変更について。

農林水産部長から令和4年7月1日に議案第73号にて議決を得た一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、明宝の農家に売却を行うことについて、予定していた金額

から増額変更するとの説明を受けました。

審査の中で委員から、国県補助金は税抜き額の金額なのか、受益者が消費税分を払うことにならないのかとの質問があり、この事業については、制度上、全て税込額で補助金額が決まっているため、消費税分にも補助金が出ており、受益者は申告時に消費税に係る処理をする制度設計になっているとの説明がありました。補助物件により課税か非課税かについて税務課と協議をしているかとの質問があり、税務課と事前協議はしていないが、完成後に補助物件に関する情報共有をしており、手続については、受益者や会計士で対応していただく状況であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年9月30日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

議案第109号 財産の取得及び処分の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第109号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎陳情第1号について（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程26、陳情第1号 免税軽油制度の継続を求める陳情書についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第1号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

令和4年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました陳情1件につきまして、令和4年9月22日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

1、陳情。陳情第1号 免税軽油制度の継続を求める陳情書。

議会事務局に陳情書を朗読させ、委員長から3年前にも当該制度が令和3年3月末に廃止されないう意見書を提出した状況と、その特例措置が令和6年3月末で切れるため、継続を求めるものであるとの説明を行いました。委員から、特例措置について、前回と同様に継続して求めたほうがよいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を採択することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年9月30日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、陳情第1号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は、原案を採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第111号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について、議発第6号 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書について、議発第7号 議員派遣について、閉会中の継続審査の申出について、議報告第17号 諸般の報告について、委員派遣の承認。

以上、5件を日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第111号から議報告第17号までの5件を

日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第111号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） ただいま日程に追加しました、日程27、議案第111号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第111号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月30日提出、郡上市長 日置敏明。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,626万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億9,476万3,000円とする。

2項は、省略いたします。

事業概要説明一覧表の3ページを御覧ください。

補正予算の内容を御説明いたします。

下の表の歳出を御覧ください。

款3民生費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業で、補正額は1億9,626万6,000円でございます。

この事業は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する給付金支給で、特に家計への影響が大きい低所得世帯の支援を目的としております。

支給対象となる住民税均等割が非課税の世帯等に1世帯当たり5万円、総額で1億9,240万円を支給いたします。

世帯数の内訳は、基準日現在の3,812世帯に加え、家計が急変し同様の事業による世帯を36世帯と見込んでおります。給付金と別に、システム改修や郵送料等の事務費で386万6,000円を計上させていただきました。

上の表の歳入を御覧ください。

款15国庫支出金で、上段が事業費分で1億9,240万円、下段が事務費分で386万6,000円、総額1億9,626万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第111号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第111号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議案第111号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第111号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第6号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(田代はつ江) 日程28、議発第6号 軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読していただきます。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長(齋藤貴代)

議発第6号

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和4年9月30日提出

提出者 郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴

郡上市議会議長 田代はつ江様

提出理由

軽油引取税の課税免除制度が廃止されると、本市の産業の柱である冬季観光産業や農林業などの経営において大きな負担増を強いられることとなり、地域経済に計り知れない影響を与えることから、現行の制度を継続されるよう国に求めるため。

1枚おめくりください。

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書（案）

軽油引取税の課税免除制度は、令和6年3月31日までの時限的な措置であるが、観光産業、農林業、建設業など道路を使用しない機械燃料の軽油について、申請によって課税免除され、これまで様々な産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、本市の冬季の重要な柱であるスキー、スノーボード等の観光産業では、スキー場ゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油が、この免税軽油制度の対象となっており、年々スキーヤーやスノーボーダーなどの減少により経営が厳しい中、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するためには必要不可欠な措置である。また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能を持つ森林の管理を担う林業では、施業管理に必要な重機等に使う軽油が免税となっている。そのほか、農業や木材加工業などにおいて、課税免除制度が活用されてきたところである。

今後、この免税軽油制度が廃止されると、本市のような中山間地域の産業の柱であるスキー・スノーボード等の冬季観光産業や農林業などの経営は大きな負担増を強いられ、地域経済に計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては現行の軽油引取税の課税免除制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

岐阜県郡上市議会

提出先は御覧のとおりでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） それでは、ここで提出者の説明を求めます。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 6番、三島です。ただいま、議会事務局長が朗読された内容のとおりですが、この軽油引取税の課税免除制度の期限が令和6年3月31日までの時限的な措置であり、制度の継続が必要と考え、提出させていただきました。

皆さん御存じのとおり、現在、燃料や物価の高騰で世の中の景気は大変不安定です。そんな中、長い間継続されてきたこの制度の継続は、必ずしも重要なことであり、スキー場などの観光産業はもちろんのこと、農林業にとっても大切なことと思っています。

もし、廃止されれば、本市においても地域経済に計り知れない影響があることから、いち早く政府に継続を求めるものでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議発第6号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第7号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程29、議発第7号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。

申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議発第8号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程30、議発第8号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎議報告第17号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程31、議報告第17号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題いたします。会議規則第106条の規定により、委員長から別紙写しのとおり提出され、承認いたしましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、市長から御挨拶をいただきたいと思います。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和4年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る9月7日開会以来、本日9月30日に至るまでの24日間にわたり、終始慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。令和3年度の決算認定をはじめ、令和4年度の補正予算や条例改正、並びに本日追加提案をいたしました補正予算案に至るまで、多くの議案について御議決をいただき、誠にありがとうございました。それぞれの施策、制度の適切な執行、運用に努めてまいります。

また、審議の過程でいただきました数々の御意見、御提言につきましては、市政運営に当たり、それらを踏まえてまいりたいと存じます。

議会開会の御挨拶でも申し上げましたが、市内のコロナ感染者数は減少傾向にあり、いわゆる第7波の状況改善が全国的にも確認をされております。県下に発出されておりました岐阜県B A. 5対策強化宣言も、本日9月30日の期限をもって解除されることとなります。一時は、市内における1日の感染者数が100人を超えるなど、深刻な事態に緊張が高まりました。最近の一週間では、1日の平均でほぼ10人程度となりました。今後も、強い警戒感を持って臨む場面が起り得ると存じますが、市民生活の安全性の確保と地域の活性化の両面に向けて、ウイズコロナ時代に即した市政運営に努めてまいります。

また、去る9月18日及び23日と相次いで発生いたしました台風14、15号は、その進路に当たった地域をはじめ、日本各地に甚大な被害をもたらしました。郡上市においては、強風による農業用施設の損壊や倒木等の被害が発生いたしました。しかし、幸い人的な被害には及びませんでした。しかしまだ、台風襲来の時期でもあり、気を緩めることなく市内全域の防災対策に万全を期してまいります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をいただきながら、ますますの御活躍をされますよう祈念を申し上げます。

なお、本日午後には、令和4年度郡上市政功労者表彰式を執り行います。議員各位には御臨席を賜りまして、各分野における功労者の皆様の御功績を広く顕彰いたしたく存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、閉会に当たり御挨拶といたします。令和4年9月30日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

令和4年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの議会となりましたが、9月7日から本日まで24日間にわたり、条例の改正をはじめ、補正予算や決算認定など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案を滞りなく議了することができました。これも、ひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。

また、市長をはじめ、執行部各位におかれましても、大変御多忙の中ではありますが、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

代表監査委員におかれましても、本会議への御出席をいただき、誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、今後も継続して新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと行っていただき、健康には十分御留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第4回郡上市議会定例会を閉会いたします。大変に御苦労さまでございました。

(午前10時32分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 蓑島 もとみ

郡上市議会議員 三島 一 貴